

各 位

2022年3月25日

会 社 名 双 日 株 式 会 社 代表者名 代表取締役社長 藤本 昌義 (コード番号 2768 東証第1部)

問合せ先 広報部長 柳沢 洋一 電話番号 03-6871-3404

定款の一部変更に関するお知らせ

当社取締役会は、本日、以下のとおり、定款の一部変更について 2022 年 6 月 17 日開催予定の 第 19 回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 定款変更の理由

(1) 株主総会の招集に係る変更

「産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律」により、場所の定めのない株主総会(いわゆるバーチャルオンリー株主総会)の開催が認められました。

当社といたしましては、感染症や自然災害を含む大規模災害や、社会全体のデジタル化の 進展等も念頭に、選択可能な株主総会の開催方式を拡充することが株主の皆さまの安全や利 益に資すると考えますので、場所の定めのない株主総会を開催できるよう、定款第11条第2 項を追加するものです。

株主総会の開催方法の決定にあたっては、開催の都度、株主の皆さまの権利を最優先とし、 感染症や大規模災害等を踏まえた社会的な要請なども考慮の上で、取締役会の決議により慎 重に決定いたします。

なお、当該定款変更の効力発生に関しては、本株主総会での決議に加え、経済産業大臣及 び法務大臣によって、経済産業省令・法務省令で定める要件に該当する旨の確認を受けるこ とを条件とします。

(2) 株主総会資料の電子提供制度に係る変更

「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号) 附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり当社定款を変更するものです。

- ① 変更案第 14 条第 1 項は、株主総会参考書類等の情報について、電子提供措置をとる旨を 定めるものです。
- ② 変更案第 14 条第 2 項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものです。
- ③ 株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定(現行定款第 14 条)は不要となるため、これを削除するものです。
- ④ 上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものです。

2. 定款変更の内容

定款の変更内容は、別紙のとおりです。

3. 日程

定款変更のための株主総会2022 年 6 月 17 日 (予定)定款変更の効力発生日2022 年 6 月 17 日 (予定)

以上

	(ト線部は変更箇所を示します)
現行定款	変更案
第11条(招集) 当会社の定時株主総会は、毎事業年度の終了後3 か月以内に招集し、臨時株主総会は必要がある場 合に招集する。	第11条(招集) ① 当会社の定時株主総会は、毎事業年度の終了後3か月以内に招集し、臨時株主総会は必要がある場合に招集する。 ② 当会社は、株主総会を場所の定めのない株主総会とすることができる。
第14条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供) 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。	< 削 除 >
< 新 設 >	第 14 条 (電子提供措置等) ① 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。 ② 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。
< 新 設 >	(附則) ① 定款第14条の変更は、会社法の一部を改正する法律(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日である2022年9月1日(以下「施行日」という)から効力を生ずるものとする。 ② 前項の規定にかかわらず、施行日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、定款第14条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)はなお効力を有する。 ③ 本附則は、施行日から6か月を経過した日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。